

松江市地域公共交通利便増進実施計画策定業務委託仕様書

1. 委託業務名

松江市地域公共交通利便増進実施計画策定業務委託

2. 目的等

松江市地域公共交通利便増進実施計画策定業務委託（以下「本業務」という。）は、路線バスの利用者減少や運転士不足などの影響による路線廃止・減便に対応するため、「松江市地域公共交通利便増進実施計画」を策定し、乗継拠点の整備やキャッシュレス対応などの利用者の利便性向上と効率的な路線バスの見直し（見直しに伴うコミュニティバスの見直し含む）を行い、市民の皆様が暮らしやすくお出かけしたくなるまちづくりに貢献できる「公共交通」の実現することを目的とする。

なお、策定にあたっては、並行して策定予定している、路線バス事業者の「共同経営計画」についても念頭に置くこととする。

本業務の履行にあたっては、豊富な知識、技術及び経験等が求められることから、価格のみでなく実績、専門性、技術力、企画力及び創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定するため、プロポーザル方式によって契約の相手方となる候補者を決定するもの。

3. 委託期間

契約締結の翌日から令和 7 年 12 月 31 日までとする。

4. 業務委託内容

地域公共交通利便増進実施計画策定のため、次の業務を行うこととする。

次に掲げる業務は、策定にあたり必要と考えられる事項を示したものであり、受注者の提案を踏まえ調整することとする。また、松江市公共交通利用促進市民会議及び、公共交通で暮らしやすい未来を実現するプロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）における議論等により、策定の過程で変更が生じる場合がある。

併せて、国土交通省所管の「社会資本整備総合交付金」の活用を見込める内容とする。
（乗継拠点のハード整備、コミュニティバスの IC カード導入など）

(1) 公共交通ネットワークの再構築の方向性の整理

- ・本業務を実施するにあたり、「松江市地域公共交通計画」及び「松江市立地適正化計画」、令和 6 年度に開催されたプロジェクトチームでの議論や検討内容を把握し、公共交通ネットワーク再構築の方向性を整理する。

(2)公共交通サービスの検討

① 現況サービス及び利用状況の整理

- ・ 松江市内を運行する路線バス及びコミュニティバスを対象に、松江市地域公共交通計画策定時に作成されたGISデータ（路線、系統、運行本数、利用データが付与されているネットワークデータ、バス停コード、バス停名、利用データが付与されているバス停ポイントデータ）の提供を受け、現在の路線ごとの運行本数、運行ダイヤ、停留所位置などのサービス水準の再整理を行う。
- ・ 上記の路線を対象に、交通事業者等から提供を受ける交通系ICカードの利用データ（最新データ）を用いて、路線ごとや区間ごとの利用者数や利用傾向を整理する。

※利便増進計画では、再編直前と再編後の比較を行う必要がある。

②再編方針に基づくネットワークの再現及び利用予測

- ・ 再編による効果予測を行うため、プロジェクトチームで示される再編方針に基づき、路線バスとして運行するネットワークの再現を行う。
- ・ また、再編後の運行サービスによる利用者数の転換の考え方を設定し、再編による利用者数の予測を行う。

③ 各公共交通の役割分担の方向性検討

- ・ (2)の予測結果等を踏まえ、効率的・持続可能な公共交通体系を目指すため、プロジェクトチームで検討された各公共交通の役割分担に基づき、路線バスとして維持すべき路線の選定、サービス水準の設定を行う。また、路線バスからコミュニティバスやデマンドバス運行等への移行を進める路線・区域などの棲み分けや方向性の提案を行う。
- ・ また、再編対象となる路線については、利便増進計画への記載が必要な路線図（地図上に記載する場合または、模式図で記載する場合）の作成を行う。

(3) 支援施策の検討

①バス路線の再編

- ・ (2)③各公共交通の役割分担の方向性検討の結果やプロジェクトチームでの議論を踏まえ示されたバス路線の再編に向けて、再編対象となる路線において、他の交通モードへの転換や車両サイズの検討を行う。
- ・ 路線バス及びコミュニティバス、デマンドバス運行のネットワーク図を踏まえ、乗継拠点の候補エリアの選定を行う。

※乗継拠点の具体的な適地選定は発注者が行う。

※社会資本整備総合交付金申請に必要な事業費は、市やプロジェクトチームから提供を受けることを前提とし、それを用いて費用便益の算出を行う。

②運賃施策の検討

- ・ 市内全域での2社局（一畑バス、市交通局）による共同運行、ゾーン制運賃の導入検討が行われていることを踏まえ、現行の運賃制度（対キロ区間制・均一性）の採算性を検

証したうえで、ゾーン制運賃の対象エリアの検討及びその際の採算性の検証を行う。

- ・その他、路線再編に伴い必要性が高くなるフリー通学定期券や乗継割引の設定方法の検討や感度分析による採算性の試算を行う。

(4)事業の効果

- ・地域公共交通利便増進事業において見込まれる効果について、「定量的な効果（利用者数、経常収支率、市財政負担等）」と「利便性の向上及びその他の見込まれる効果」の算出を行う。

(5)プロジェクトチームとの協議

- ・(1)～(4)の検討にあたり、プロジェクトチーム内での検討材料となる資料の作成及び、プロジェクトチームの検討の場に同席（適宜WEBを活用）し、共に検討を行う。（2カ月に1回程度を想定）

(6)利便増進計画への記載事項の整理

- ・利便増進計画への記載が必要な事項について、前述の検討結果や発注者及び交通事業者等からの情報提供を受け整理を行う。

①実施区域

②事業の内容・実施主体

③地方公共団体による支援の内容

④実施予定期間

⑤事業実施に必要な資金額・調達方法

⑥事業の効果

⑦地域公共交通計画に利便増進事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項

⑧地域公共交通計画に都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策、観光の振興に関する施策その他の関係する施策との連携に関する事項が定められている場合には、当該連携に関する事項

⑨その他利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

(7) 報告書作成

- ・上記(1)～(6)の結果をとりまとめ、報告書を作成する。

(8)打合せ協議

- ・対面による打合せ協議は、初回、納品時1回の計2回を最低実施することとし、必要があればそれ以外にも実施するものとする。

(9) 成果品

- ・ キングファイル 1 部
- ・ 電子データ

5. その他

- (1) 受注者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。
- (2) 受注者は、本業務を円滑に遂行するため、逐次市民会議事務局と連絡調整を行わなければならない。
- (3) 受注者は、松江市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。このことは業務委託契約終了後も同様とする。
- (4) 業務完了後、受注者の責に帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された時は、市民会議事務局が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受注者の負担とする。
- (5) 受注者は、業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- (6) 本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (7) 成果品の所有権及び全ての著作権は、松江市に帰属する。
- (8) 地域公共交通利便増進実施計画策定に必要なデータのうち、市民会議事務局で提供可能なデータについては、無償で提供するものとする。
- (9) この詳細仕様書の定めのない事項については、双方協議の上実施するものとする。

6. 問い合わせ先

担当部署	松江市公共交通利用促進市民会議事務局 (松江市まちづくり部交通政策課)
所在地	〒690-8540 松江市末次町 86 番地
電話	0852-55-5884
F A X	0852-55-5915
E - mail	kotsu@city.matsue.lg.jp